

# 東方西部自治会会則

## 第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、東方西部自治会と称する（以下「会」という）。

(目的)

第2条 会は、会員相互の親睦を図り、互助により安心して生活できる地域環境を維持すること、及び深谷市自治会連合会の一員として市行政の活動が円滑に行われるよう協力することを目的とする。

(会の構成)

第3条 会は、杉町自治会員と入郷自治会員で構成する。

(事務所)

第4条 会の事務所を会長宅に置く。

## 第二章 会員

(会員の権利・義務)

第5条 会員は、平等に次の権利と義務を有する。

- (1) 会の役員を選び、役員に選ばれることができる
- (2) 会が実施する事業・行事に参加し、協力に努めること
- (3) 会が定める年会費を納入しなければならない

(入会・脱退)

第6条 入会または脱会は班長を通じて、または直接に会長に届ける。本会に入会し、または本会を脱会した者は、同時に杉町自治会および入郷自治会に対しても同様の扱いとする。

## 第三章 役員

(役員の数)

第7条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 会計 1名（ただし、副会長が兼務することができる）
- (4) 監査 2名（ただし、副会長が兼務することができる）
- (5) 班長 各班に1名
- (6) 体育部長・部員 若干名
- (7) 文教部長 1名

(役員を選任)

第8条 役員は、会員の中から選任する。

(役員任期)

第9条 各役員任期は次による。

- (1) 会長、副会長、会計及び監査の任期は1期2年とし、再任を妨げない。欠員補充による役員任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 班長の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員ある場合の補充及び、後任者の任期は班員が会長に相談して決定する。
- (3) この他の役員任期は定めない。

## 第四章 会議

(役員総会)

第10条 役員総会の開催は、会長が第7条に定める役員を招集し、役員2分の1以上の出席を要する。

第11条 定期役員総会は、毎年度4月に開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算案、決算に関すること
- (2) 役員選任と解任に関すること
- (3) 会則に関すること
- (4) その他、会の運営上必要な事項

第12条 臨時役員総会は、役員会で開催決議があったとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、会長が招集して開催することができる。

第13条 役員総会における議決は出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところによる。

第14条 役員総会の議長は会長が務める。  
(役員会)

第15条 会には、次の役員会を置く。

(1) 正・副会長会議

ただし、この会議には会長が要請した者も出席することができる。

(2) 班長会議

この会議には、会長、副会長が出席する他、会長が要請した者も出席することができる。

## 第5章 会計

(会計年度)

第16条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(年会費)

第17条 会費の年会費は、次による。

(1) 持ち家会員は、次の金額を一括納金する。

年額2500円

ただし、年度中途入会者は、月額200円に年度残存月数を乗じた金額を入会時に一括納入する。この場合、入会月を月数に含める。

(2) 借家会員は、次の金額を一括納金する。

年額2100円

ただし、年度中途入会者は、月額170円に年度残存月数を乗じた金額を入会時に一括納金する。この場合、入会月を月数に含める。

(3) 脱会者へは、返金しない。

(役員手当)

第18条 各役員には、年度末に次の慰労金を支給する。ただし、自治会活動においてこれを超える金額の支給がある役員には重複支給を認めない。

(1) 会長・副会長 9000円

(2) 会計 9000円

(3) 体育部長 6000円 文教部長 6000円

(4) 班長 3000円 体育部員 3000円

(5) 監査 2000円

## 第6章 附則

(会則の制定・改廃)

第19条 会則の制定、改廃は役員総会の議決を得て決定する。

(細則の制定・改廃)

第20条 この会則施行のため必要な細則の制定、及び細則の改廃は班長会議において審議承認を要する。

(施行期日)

第21条 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

一部改訂 平成20年4月19日(第7条で副会長の定数を柔軟化した)

一部改訂 平成25年4月6日(第9条で多選制限を緩和し、一方、第11条で多選による弊害を防止するため選任に加え解任を付加した)

一部改訂 平成28年4月9日(第18条、役員慰労金額を引き下げる)

一部改訂 2019年4月6日(第18条、役員慰労金に会計を付記した)

一部改訂 令和2年4月4日(第18条、役員慰労金支給項目を付記)

## 規程

東方西部自主防災会規程 平成24年4月6日役員総会に替える全員総会の決議により制定。

以上